

各務原市ものづくりデジタル化推進事業補助金交付要綱

(令和3年6月1日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、I o T・I T等の導入を促進することにより、市内の中小企業が抱える課題の解決又は業務の効率化を図り、もって生産性の向上がなされ、地域経済の活性化に寄与するため、予算の範囲内で各務原市ものづくりデジタル化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、市税を滞納していない者で求職活動又は起業の準備を行っているもの
- (2) 市内に事業所を有する法人又は個人で次のいずれにも該当するもの
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 市税を滞納していない者

(補助事業等)

第3条 補助事業及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、国、他の地方公共団体等から同種の補助を受ける場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 公益財団法人ソフトピアジャパン（以下「ソフトピアジャパン」という。）が実施するスマート経営アドバイザー派遣事業を利用して、市内の事業所に当該事業によるスマート経営アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣を受け入れる事業 補助事業者が負担するアドバイザーの派遣に要する経費
 - (2) 第2条第1号に規定する者又は同条第2号に規定する法人若しくは個人の代表者、役員、従業員等が、ソフトピアジャパンが実施するI o T・I T研修を受講する事業 補助事業者が負担する受講料
- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税その他市長が適当でないと認める経費は、補助対象経費に含まないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を終了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業を実施した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、各務原市ものづくりデジタル化推進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、各務原市ものづくりデジタル化推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(手続の統合及び省略)

第9条 規則第19条の規定により、規則第4条の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。